

第 38 回 緊急時対策指針検討会 議事録

1. 開催日時 平成 30 年 4 月 24 日(火) 13:30～16:00
2. 開催場所 リファレンス新有楽町ビル貸会議室 Y205
3. 出席者(順不同, 敬称略)
 - 出席委員:尾上主査(関西電力), 卜部(東京電力 HD),
大石(中国電力), 小川(北海道電力),
白石(日本原子力発電), 鈴木(東北電力) (計 6 名)
 - 代理委員:市山(北陸電力・山田代理), 下山(九州電力・河津代理),
原池(四国電力・眞田代理), 宮原(中部電力・佐藤代理) (計 4 名)
 - 常時参加者:宮木(原子力規制庁), 高井(原子力安全推進協会) (計 2 名)
 - オブザーバ:江良(北海道電力), 清水(四国電力),
西岡(原子力エンジニアリング) (計 3 名)
 - 事務局:渡邊, 大村(日本電気協会) (計 2 名)
4. 配付資料
 - 資料 38-1 第 37 回緊急時対策指針検討会議事録(案)
 - 資料 38-2 緊急時対策指針(案) 新旧比較表(1～3)
 - 資料 38-3 緊急時対策指針(案) 新旧比較表(4～7)
 - 資料 38-4 JEAG4102-2015 を改定するにあたっての懸案事項
 - 資料 38-参 緊急時対策指針検討会 委員名簿
 - 資料 38-参 2 訓練 特定事象発生通報 例
5. 議事
 - (1) 定足数確認等
 - 事務局より, 配付資料の確認があった。
 - また, 代理出席者の紹介があり, 代理出席者の出席が主査により承認された。出席委員は代理出席者を含め, 規約上の決議の条件である(委員総数の 2/3)を満たしているとの報告があった。
 - (2) 前回議事録の確認
 - 主査より, 資料 38-1 の前回議事録案の紹介があり, 挙手により承認された。
 - (3) 緊急時対策指針(JEAG4102)を改定するにあたっての懸案事項
 - 卜部委員より資料 38-4 に従い, 前回検討会における懸案事項 5(通報様式「想定される原因」の記載方法について)について説明があった。

【決定事項】

- ・想定される原因を，根本原因とするか直接原因とするかは指針に記載しない。

【主な意見及び質疑】

- ・規制庁の指導も訓練を反映して変わる可能性がある。また，ものが壊れる直接的な原因か，一歩引いた原因か，その両者かの3つしか選択肢はなく，事業者として困らないので，指針で明確にする必要はない。

(4) 通報の訂正方法について

白石委員より資料 38 参-2 に従い，前回検討会における懸案事項で，通報の訂正例について説明があった。

【訂正例】

- ・想定される原因の記載例及び修正例は資料参-2 のとおり。
- ・通報様式の番号はそのまま，何報への訂正か明確にする。
- ・訂正箇所，訂正理由を明確にする。

(5) JEAG4102 緊急時対策指針(案)新旧比較表の検討

1) 第 1 章～第 3 章

小川委員より資料 38-2 に従い，新旧比較表の説明があり，検討を行った。

【決定事項】

- ・3.3.1, 3.3.2 に追記した命令は削除する。
- ・3.3.4 法律等の引用としては，一番上の法律だけとする。規則等は引用しない。
- ・AL31 使用済燃料貯槽→使用済燃料貯蔵槽，その他同様な箇所を修正する。
- ・EAL で，設置許可で認可したものと認可していないもので対象範囲が変わったので，解説等に記載して，指針に飛ばすようにする。
- ・SE06 原子炉外臨界→施設内(原子炉外)臨界。
- ・SE43 逃し→逃がし。
- ・SE52 所内外通信 全て喪失→全ての喪失。
- ・3.8.3 原子力防災資料の点検 年 1 回以上の点検→定期的に点検。
- ・P10 3.6.2 (2) 解説 3.18 は a ではなく，b のところから引用する。
- ・表-2 の中の，(1)の原子力委員会の「委」が抜けている。
- ・3.3.5 指定行政機関～，とあるが，法令では指定行政機関の長～，とされている。

【主な意見及び質疑】

○3.3.1, 3.3.2 命令等の追加について

- ・この命令は，3.3.1 原子力防災組織の設置に入るのか。
- ぴったりとこない。
- 削除して良い。

○3.3.4 原子力防災要員の現況届出では，通報事象等規則を追加した方が良い。

- どこまで書くか，一番上の法令だけというのも一つの判断である。
- ・どの辺まで書くか，事務局で調べていただけないか。
- ばらばらである。適用範囲，この規程はこの範囲で考えているので，ここまで書いて

いる等が良く議論となっている, と事務局から回答があった。
→一番上(法律)だけ書いておくこととする。

○AL31, 使用済燃料貯槽→使用済燃料貯蔵槽

○AL42 ~可能性と記載しているが, 他の項目は~おそれである。
→42 シリーズだけが, 米国の EAL の性格が異なっているという話が残っていて, 可能性が残っていたのではないか。
→防災業務計画はこれを使っている,
→各社がおそれでないのであれば, 可能性のままとする

○昨年の原子力災害対策指針見直しに伴い, EAL は設置許可で認可したものと認可していないもので対象範囲が変わった。認可と未認可で分けるか, もしくは注記で適用範囲がわかる記載にした方がよい。
・指針の付属資料にある EAL の一覧表の中には, モード要求が必要に応じ記載してある。
→網羅的に書きつつ, 細かい適用は, 指針を参照等, 指針を呼びこむ。
・ガイドラインにどこまでを求めるか。適用するには, 指針に記載されているので, どこを見れば良いか, リードすれば良い。
→解説に記載して, 指針に飛ばすようにする。

○SE06 原子炉外臨界とあるが, 九州電力は施設内(原子炉外)臨界である。
→中国電力, 関西電力, 東北電力も施設内(原子炉外)である。
→施設内(原子炉外)とする。

○3.8.3 原子力防災資料の点検 年 1 回以上の点検との記載であるが, 九州の防災業務計画では定期的にと記載している。防災資料の点検は定期的に行っているものの国勢調査に基づいて資料を改訂する人口等の関連データは 5 年に 1 回の差替えである。
・サイクルに 1 回が資機材であれば, 定期的としてよい。13 か月では 1 年を過ぎていると言われる可能性はある。
→分化会に対する説明においては, 頻度の見直しについて, 理解が得られる整理が必要。
→現状であれば, 年 1 回やっておけば良い。
→保安規定は改定のたびに差し替える。
・SA 機器は許認可事項で点検が義務付けられている。防災資機材の要求はないか。
・ROP が入ろうとしている。事業者は許認可対象の SA の設備は許認可の周期で点検, 維持するが, 防災の方はフリーハンドで, JEAC で記載との考え, 対応で良いか。
→防災関係は法律で決められたとおりやっているので, 特に問題ない。
→防災業務計画は定期的と書いていて, 別表に飛ばしている。それはもともと補修のメンテナンスルールに基づいている。メンテナンスルールが正と考える。
→定期的にという記載とする。

→「定期的」とはサイクルごとになどと解説に書いた方が良い。表は定期的で良い。

○3.6.2 (2) 解説 3.18 は a ではなく, b ではないか。

○確認, P6 の 3.3. 3(2) 及びを並びに直した理由は何か。

→法令の文言とした。

○3.3.5 法令の文言と合っていない部分がある, 指定行政機関~, …とあるが, 指定行政機関の長~, …とされている。

○事後対策は P4 の表の中, (13)に記載されている。

・法令用語に統一した方が良い。

・指針では中長期対策という表現をしており, これに合わせ, 現状の防災業務計画で同様の表現としている。

→各社で事後対策、中長期対策と記載はまちまちである。

→法令どおり, このまま, 事後対策にしておく。

→本件, 議論がされているか, 過去の議事録を確認すると事務局から報告があった。

2) 第4章～第7章

鈴木委員より資料 38-2 に従い, 新旧比較表の説明があり, 検討を行った。

【決定事項】

・4.2.2 本店対策委員→本店等対策委員

・4.2.2(1)a 召集→招集

【主な意見及び質疑】

○4.2.1(1)で, 簡素化しているが, 事業者の訓練において, 特定事象の発生を宣言するという変更案で問題ないか。EAL の区分で, SE と GE は区分されていた, また, 10 条と 15 条は現にある。10 条事態宣言, 15 条事態宣言をされているのではないか。特定事象宣言はしていないのではないか。

→昨年の規制庁内規見直しに伴い, 10 条事象に加え, 15 条事象も特定事象であると整理された。これに伴い, 15 条事象についても 10 条通報として, 事業者が通報連絡することになる。一方で, 15 条は原子力緊急事態宣言等の対応を定めてる条文であり, これらの判断個所は事業者ではなく国である。

○4.3(3)で追加した原子力施設事態即応センターの要員は～の文末, ～するものとする, については, ～する, とどのように異なるのか。

→ものとするは削除して良い。

・条文になれば, 削除する。条文に入っていれば現状のままとする。

(6) 今後の予定

・本日の資料については, 持ち帰り, 見ていただきたい。

・次回は, 解説の部分を対象とする。中国電力, 四国電力, 北陸電力担当。

- ・時間があれば, JAEA 山本常時参加者から海外の規制で, JEAG へ反映すべきものを説明いただく。
- ・EAL は 50 ページくらいある。過去の経緯がいろいろあり, PWR と BWR と別れて, そこで 1 回か 2 回検討した後に, 検討会で説明した方が効率的である。
- 電事連で検討されている, 電事連で煮詰まったものが, ここで紹介される。
- 確認する場がほしい。

(7) 新旧比較表の様式等について

【決定事項】

- ・本文はワード, 表は画像貼り付けとする。新旧比較表の左右は合わせることにする。
- ・変更部分は赤字, 下線とする。
- ・変更時は新旧比較表の左右両方赤字, 削除は右側だけ, 追加は左側だけ赤字。
- ・「及び」, 「又は」の前に「, 」が付いているが, その良否については別途検討する。

【主な意見及び質疑】

- 本文はワード, 表は画像貼り付け。
- ・変更前を青字として良いのではないか。
- 点が分かりにくい。
- 変更部分は赤字と下線とする。

○本文はワード, 表は画像貼り付け

- 並びを一緒にした方が分かり易い。
- 追加されたところは, 左が追加されたら, 右側も空白にして合わせる。
- ・変わったところを赤字にすれば分かるので, 特に問題ない。
- 変更時は両方赤字, 削除は右側だけ赤字, 追加は左側だけ赤字。

(8) 次回検討会

- ・次回検討会: 5 月 28 日(月) * 13:30~ 電気倶楽部 10 階 A 会議室
- * 本検討会では, 29 日と仮決めされたが, その後, 28 日に変更となった。
- ・議題: 1 週間前くらいに原稿をいただきたい。担当: 中国, 四国, 北陸電力

以上